

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーターについて

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、医療的ケア児・者等の、ライフステージに応じた医療・福祉・教育等の支援を総合的に調整する役割を担い、医療的ケア児・者等の地域生活支援の充実及び介護者の負担軽減を図ることを目的に活動しています。

1 役割

- (1) 医療的ケア児・者等の地域生活を支えるために必要な、医療・福祉・教育等の多職種が連携した支援体制を構築すること。【支援体制の構築】
- (2) 対象者に応じてケースの情報集約及びアセスメントや医療・福祉・教育等関係機関との調整・マッチングを行うこと。【社会資源につなぐ】
- (3) 医療・福祉・教育等の関係機関からの相談に対して必要な社会資源の情報提供及び専門的な見地からの助言を行うこと。【情報の発信】
- (4) 医療的ケア児・者等に対応可能な地域の医療・福祉・教育等の資源を把握し、新規開拓に努め、活用可能なデータベースづくりに参与すること。【情報の集約】
地域における関係機関等の支援ネットワークを構築・強化すること。【社会資源の開拓・受け皿の拡大】

2 対象者

次の6つの状態にある方をコーディネーターの支援の対象としています。

A：高度医療的ケア児・者

（例：在宅人工呼吸器、在宅酸素、気管切開等…医師がいないと医療的ケアが困難等）

B：中等度医療的ケア児・者

（例：導尿、注射等 高度・軽度以外、…看護師がいないと医療的ケアが困難等）

C：軽度医療的ケア児・者

（例：口腔・鼻腔吸引、経管栄養…研修を修了した教員・介護職等で医療的ケアが可能等）

D：医療的配慮が必要な重症心身障害児・者

（例：医療的ケアはないがてんかん発作が頻発し、教育・福祉等の社会資源利用が困難等）

（例：現在医療的ケアは必要ないが、近い将来医療的ケアの導入が必要と考えられる児・者等）

E：医療的ケア不要重症心身障害児・者（医療的ケアを必要としない児・者）

F：その他医療的ケアに係る課題を抱え支援が必要な児・者

3 業務内容

医療的ケア児・者等を取り巻く支援体制の中で業務分担・連携のもと実施しますが、「3 対象者」における、A・B・Dに該当する児・者は特に主体的に関わります（参考資料「支援の流れ」参照）。

(1) 情報の把握

ア 対象児・者及び家族等の把握・記録

イ 対象児・者の在宅医療に協力する医療・福祉・教育等の社会資源の把握・記録・管理

ウ 支援ネットワークの会議等へ参加し対象児・者及び家族等の情報を把握

- (2) アセスメント
 - ア 支援方針の検討・決定
 - イ 支援計画の作成への助言
- (3) コーディネート
 - ア 対象児・者及び家族等と医療・福祉・教育等関係機関との調整・マッチング
 - イ 医療・福祉・教育等の支援者への助言・技術指導
- (4) 評価（モニタリング）
 - ア 支援開始後の振り返り・評価
 - イ 支援ネットワークの会議等へ参加し対象児・者及び家族等の情報を共有

4 コーディネーターの養成及び配置状況

区医師会が運営する訪問看護ステーションに所属する看護師をコーディネーターとして養成しています。

区医師会が運営する訪問看護ステーション内に拠点を設け、令和2年度からは6箇所ですべて全区を対象に業務を行っています。

拠点の名称	担当区域	業務開始年月日
鶴見区横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーター拠点	鶴見区、神奈川区	令和2年4月1日～
南区横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーター拠点	西区、中区、南区、戸塚区	令和2年4月1日～
旭区横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーター拠点	保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区	令和2年4月1日～
磯子区横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーター拠点	港南区、磯子区、金沢区、栄区	平成31年4月1日～
青葉区横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーター拠点	緑区、青葉区	令和2年4月1日～
都筑区横浜型医療的ケア児・者等 コーディネーター拠点	港北区、都筑区	令和2年4月1日～

5 コーディネーター活動の周知状況

(1) チラシ・パンフレット等の配布

コーディネーターを周知するため、平成31年4月から各区役所（こども家庭支援課、高齢・障害支援課）や関係機関、市民等にチラシを配布しています。

また、令和2年4月からは、コーディネーターとともに医療的ケア児・者の周知啓発を目的とした、パンフレットの配布も行っています。

(2) 関係機関への周知

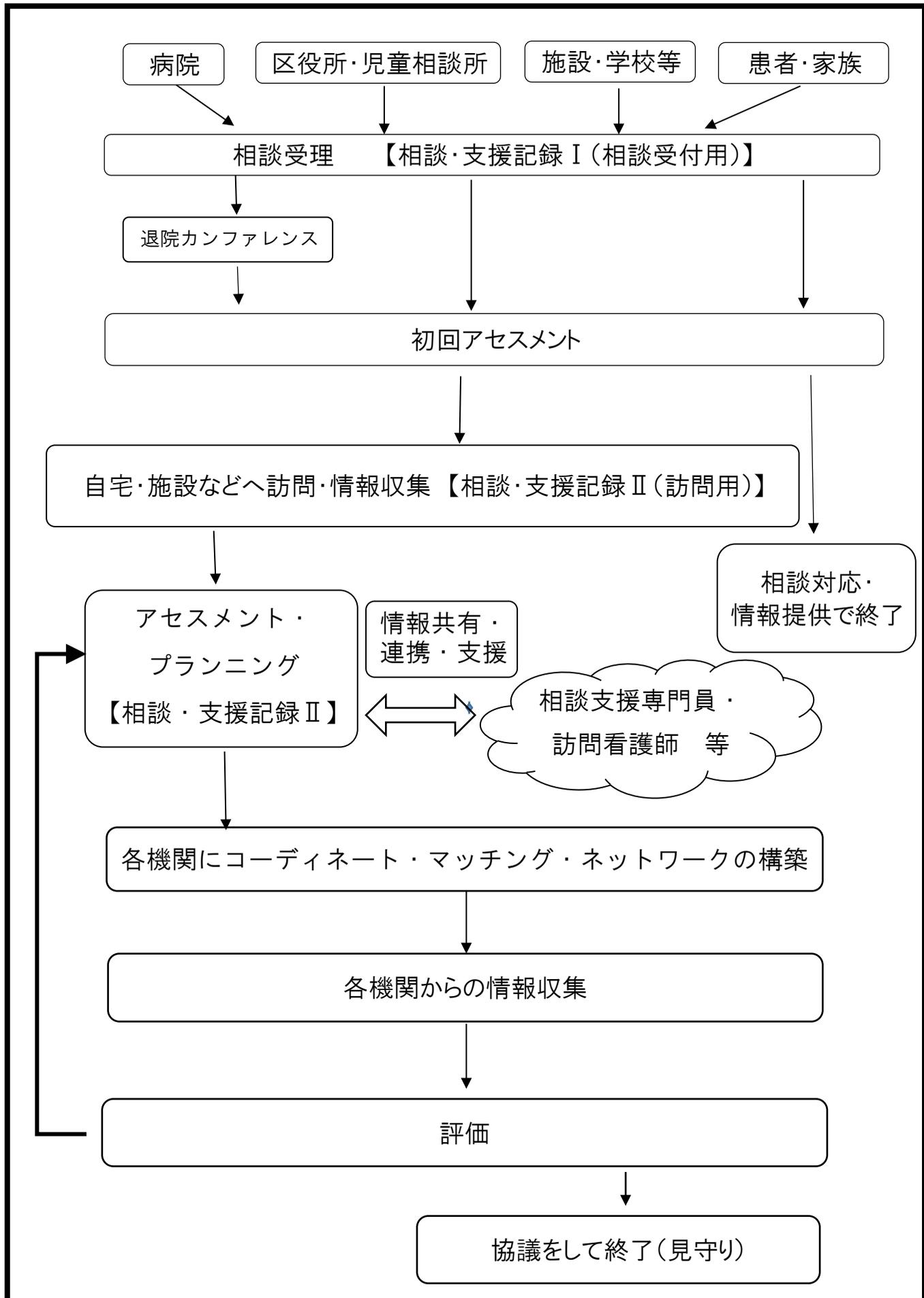
コーディネーターの業務を開始する際には、各区役所（こども家庭支援課や高齢・障害支援課）や関係機関へ赴き、事業説明等を行いました。

また、定期的に関係機関の会議等に参加し、関係づくりを行っています。

その他、医療的ケア児・者等支援者に対する研修等に参加し、グループワークなどを通じて、意見交換や関係構築等を行っています。

こ障福第2525号
平成31年1月17日

横浜型医療的ケア児・者等コーディネーター 支援の流れ



※平成31年度は、自宅へ訪問して調整を要するような新規患者ケースは1か月に2件を上限とします。
ただし、可能であれば3件以上訪問することも可能です。